令和　　年　　月　　日

借　　用　　書

（　　更 新　　）

（あて先）亀岡市農林振興課長

　　　　　借用者

〒

住所

(自宅)

(携帯)

下記の要件を同意・遵守の上、捕獲用檻を借用します。

記

１．物　品　名　　　捕獲用檻（オリNo　　　　　　　　）

２．借用年月日　　　令和　　年　　月　　日

３．返却予定日　　　令和　　年　　月　　日（借用日より1ヶ月）

４．更新方法　　　窓口、メール、FAX、郵送

住　所：（〒621-8501）亀岡市安町野々神8番地　亀岡市役所農林振興課

連絡先：０７７１－２５－５０９４

ＦＡＸ：０７７１－２５－４４００

メール：keizai-soumu@city.kameoka.lg.jp

裏面あり

５．使用条件・同意内容

　　(1) 設置場所は所有地内で行ってください。（所有地以外で設置する場合は、必ず土地所有者に同意を取ってから設置してください。）

　　(2) 使用はアライグマ・ヌートリアを捕獲することを目的とし、他の鳥獣を捕獲した場合は速やかに借用者にて放獣していただきます。

　　(3) アライグマ・ヌートリアが捕獲された場合は、亀岡市農林振興課へ連絡するとともに、市が回収するまでの間、借用者が適正に保管してください。

回収までの間にアライグマ・ヌートリアが死亡した場合は、借用者において処分していただきます。

　 （4）捕獲用檻の破損・紛失については、借用者において対応していただきます。

　 （5）更新手続きは、返却予定日の１週間程前から受け付けております。

　 （6）更新手続きがされていない場合は、連絡・通知することがあります。

　　　　連絡・通知後も手続きをされない場合は、今後、捕獲用檻の借用ができない場合がありますのでご注意ください。

　 （7）更新手続きがされていない捕獲用檻で捕獲されたアライグマ・ヌートリアは回収を行いません。借用者により速やかに放獣してください。